

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和7年9月22日
担当課	建築保全課

契約業者名・住所	株式会社フジタ 千葉支店・千葉市中央区弁天一丁目15番1号
工事等の名称	松戸駅西口・東口公衆トイレ設置工事
工事等の場所	松戸市松戸1181
種別	建築一式工事
工事等期間	令和7年9月23日 から 令和8年3月31日 まで
契約金額	133,980,000円
工事等の概要	松戸駅舎内（西口及び東口）に公衆トイレを設置する。
随意契約の理由	<p>本工事は、現在、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本㈱」）が行う松戸駅改良事業（駅舎改修工事、新駅ビル建設工事）に合わせて、松戸市が同駅舎内に公衆トイレを新たに設置するものである。</p> <p>当該施設の整備にあたっては、鉄道及び鉄道関連施設（地下特別高圧送電線等）、並びにJR東日本㈱が進める松戸駅改良事業に密接していることから、その性質上、設計段階から施工に至るまで相互に密な調整が求められ、特に施工面においては、JR東日本㈱が実施する工事と輻輳するため、各工事の工程や施工計画等その調整内容は多岐にわたり、かつ、極めて複雑なものとなり、同工事と取り合う部分也非常に多いことから、同一施工者以外の者に施工させた場合、責任体制が不明確になり、工事の適正な履行の確保が困難になるなどの障害が生じる恐れがある。</p> <p>以上のことから、JR東日本㈱が行う松戸駅改良事業の内容を熟知し、現に同事業に係る工事を総合的に施工する株式会社フジタと契約することが適当であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社フジタと随意契約を締結するものである。</p>